明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○揮発性物質放出規制港湾を指定する件（国土交通六一五）　一
○揮発性物質放出規制対象船舶を定める告示（同六一六）　二
○道路に関する件（東北地方整備局一〇八）　三
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の役員の氏名を変更した件（同一〇九）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、税理士証票無効・登録まつ消、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達・裁決取消訴訟の判決確定・会長報酬規則（規則第三十七号）中一部改正関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三六
会社その他
会社決算公告　三六

告示

○国土交通省告示第六百十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十三第一項の規定により、揮発性物質放出規制港湾を指定するので、同法第十九条の二十三第四項の規定により、公示する。

平成二十四年五月十八日

国土交通大臣　前田　武志

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の二十三第一項の規定に基づき指定した、各国ごとの揮発性物質放出規制港湾の名称及びその区域

国名	指定港湾の名称	指定港湾区域
The Netherlands（オランダ王国）	Amsterdam（アムステルダム港）	全域
	Rotterdam（ロッテルダム港）	Botlek Tank Terminal Rubis ETT Argos
	Moerdijk（ムールデイク港）	Afval Stoffen Terminal Moerdijk ATM Shell Chemie Moerdijk Den Hartoch Moerdijk bv
	Terneuzen（テルヌーゼン港）	Dow Benelux BV Terneuzen Oiltanking Terneuzen BV.
	Groningen（フローニンゲン港）	VOPAK
	Vlissingen（フリッシンゲン港）	Zeeland refinery
The Republic of Korea（大韓民国）	Busan（プサン港）	全域
	Incheon（インチョン港）	全域
	Pyeongtaek（ピョンテク港）	全域
	Dangjin（ダンジン港）	全域
	Ulsan（ウルサン港）	全域
	Yeosu（ヨス港）	全域
	Kwangyang（クァンヤン港）	全域
	Daesan（テサン港）	全域